

# 関西看護医療大学大学院学則

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
  - 第2章 組織編制（第3条・第4条）
  - 第3章 教員組織等（第5条―第7条）
  - 第4章 学年、学期及び休業日（第8条）
  - 第5章 修業年限及び在学年限（第9条―第11条）
  - 第6章 入学（第12条―第16条）
  - 第7章 教育課程及び履修方法等（第17条―第26条）
  - 第8章 休学、転学、留学、退学及び除籍（第27条―第34条）
  - 第9章 課程の修了及び学位（第35条―第37条）
  - 第10章 賞罰（第38条・第39条）
  - 第11章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び受託研修生（第40条―第45条）
  - 第12章 入学検定料、入学金、授業料等（第46条―第54条）
  - 第13章 その他（第55条―第57条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 関西看護医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、生命と尊厳と畏敬、そして深い愛と癒しの心を持つ豊かな人間性と高い倫理観を備え、高度な専門知識と看護実践力を持つ高度専門職業人の育成と、科学的思考力に基づいた探求心と創造性を高め、信頼性の高い研究成果を発信する研究力を持つ教育者・研究者を育成することにより、看護学の発展と保健・医療・福祉の質向上を目指した社会貢献に寄与することを目的とする。

### （自己点検・評価等）

第2条 本大学院における自己点検・評価及び文部科学大臣の認証を受けた者による評価は、関西看護医療大学学則（以下「本学学則」という。）第2条の規定を準用する。この場合において、第2条第2項中「教授会」とあるのは、「研究科教授会」と読み替えるものとする。

## 第2章 組織編制

### （課程）

第3条 本大学院に、修士課程を置く。

### （研究科・専攻、収容定員等）

第4条 本大学院に、看護学研究科及び看護学専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

入学定員	収容定員
7人	14人

## 第3章 教員組織等

(教員組織)

第5条 本大学院に、研究科長を置く。

2 本大学院に、教育研究上必要な教員を置く。

3 本大学院に、特任教員及び客員教員を置くことができる。

(事務組織)

第6条 本大学院に、大学院の事務を処理するため、事務組織を置く。

(研究科教授会)

第7条 本大学院に、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第4章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第8条 本大学院の学年、学期及び休業日は、本学学則第17条から第19条までの規定を準用する。

## 第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第9条 本大学院の修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第10条 本大学院の修士課程の学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、次条に規定する長期履修を選択した学生（以下「長期履修学生」という。）は、6年を超えて在学することはできない。

2 前項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

(長期履修学生)

第11条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

## 第6章 入学

(入学の時期)

第12条 本大学院の入学の時期は、本学学則第21条の規定を準用する。

(入学資格)

第13条 本大学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者又は当該年度の3月までに卒業が見込まれる者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は当該年度の3月までに修了が見込まれる者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準

を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(6) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣が指定した者

(7) 前各号に掲げるもののほか、本大学院における個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、当該年度末までに22歳に達する者  
(入学の出願手続)

第14条 本大学院への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、本大学院指定の期日までに、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第15条 入学志願者は、別に定めるところにより、選考の上、研究科教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第16条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

## 第7章 教育課程及び履修方法等

(教育の方法及び授業科目等)

第17条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文等の作成に関する指導(以下「研究指導」という。)により行うものとする。

2 前項の授業科目の種類、配当年次、単位数及び修了に必要な単位数は、関西看護医療大学大学院履修規程のとおりとする。

3 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条に基づく教育方法を行うにあたっては、夜間及び休業日に行うことができる。

4 前項に定めるもののほか、授業科目の履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(研究指導)

第18条 本大学院においては、入学時に学生ごとに担当教員を定める。

2 学生は、履修する授業科目の選択及び研究に当たり、担当教員の指導を受けなければならない。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号により計算するものとする。

(1) 講義については15時間、演習については30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験セミナー及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別研究・課題研究等の学修の成果に基づいて単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(履修の方法及び履修科目の登録の上限)

第20条 本大学院において開設する授業科目は、必修科目及び選択科目とし、その修業年限の期間に分けて履修させるものとする。ただし、長期履修学生を除く。

2 修了の要件として学生が履修すべき単位数については、1年間及び課程ごとにその修業年限の

期間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。ただし、長期履修学生の場合は、履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年間及びその学生の在学期間について定める。

3 授業科目の履修方法及び履修科目の登録の上限は、別に定める。

(単位の授与)

第21条 各授業科目を履修しその試験又は論文審査に合格した者には、学長は認定の上、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第22条 試験は、授業科目を履修した学生に対し、原則として、その授業科目の授業が終了する期の終わりに行う。

2 試験の成績は、A、B、C又はDで判定し、A、B及びCを合格とする。

3 前2項に定めるもののほか、成績の評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(他大学院等における授業科目の履修等)

第23条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院又は研究科(外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を限度として、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が外国の大学の大学院に留学する場合には、前項の規定を準用する。

3 学長が教育上有益かつ必要と認めるときは、学生が行う他の大学院又は研究科(外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。)における学修について準用する。

4 前3項の規定により修得したものとみなし又は与えることのできる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院又は研究科(外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を、本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第1項から第3項までの規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(学部開設科目の履修)

第25条 本大学院が必要と認めるときは、修士課程の学生に関西看護医療大学学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は、修士課程の所要修得単位としない。

(他大学院・研究科等における研究指導)

第26条 本大学院が教育上有益かつ必要と認めるときは、他の大学院又は研究科(外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。)において学生に必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

## 第8章 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第27条 病気その他の特別の理由により、引き続き3か月以上修学することができない者は、その理由を記載した書面に医師の診断書等その理由を証する書面を添え、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気その他のやむを得ない理由により、修学することが適当でない認められる者に対し、研究科教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第28条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学を延長することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

(復学)

第29条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第30条 他の大学院への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第31条 外国の大学院で学修しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第10条及び第11条に定める在学期間を含めることができる。

3 第24条の規定は、外国の大学院又は研究科（それに準じる高等教育機関を含む。）へ留学する場合に準用する。

(退学)

第32条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科教授会の議を経て、学長が除籍することができる。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第10条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第11条に定める履修計画を達成できない者
- (4) 第28条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (5) 第29条に定める復学手続のない者
- (6) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(休学等に関する手続)

第34条 休学等の手続に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 課程の修了及び学位

(課程修了の要件)

第35条 学生が本大学院の修士課程修了の認定を受けるためには、研究科に2年以上（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数）在学し、専門科目20単位以上、共通科目10単位以上を修得し、必要な研究指導や実習指導を受け、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 助産師の受験資格取得を希望する学生が修士課程修了の認定を受けるためには、研究科に2年以上（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数）在学し、前項に規定する30単

位と助産師指定規則科目32単位の計62単位以上を修得し、必要な研究指導や実習指導を受け、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(課程修了の認定及び修了証書の授与)

第36条 課程修了の認定は、論文の審査結果及び最終試験の成績により研究科教授会が決定した合否の報告を受けて、学長がこれを行う。

2 学長は、前項に規定する課程修了の認定した者に対して、修了証書を授与する。

(学位の授与)

第37条 修士課程を修了した者には、次の区分に従い、修士の学位を授与する。

研究科	専攻	学位
看護学研究科	看護学専攻	修士(看護学)

## 第10章 賞罰

(表彰)

第38条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者を、研究科教授会の議を経て、表彰することができる。

2 前項の表彰に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(懲戒)

第39条 学長は、この学則その他本大学院の定める規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、研究科教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく授業に出席が常でないと認められる者

(4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(5) 前各号に掲げるもののほか、本大学院に在学させることが不適当と認められる者

## 第11章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び受託研修生

(研究生)

第40条 学長は、本大学院において、特定の専門事項について研究することを希望する者がいるときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究科教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第41条 学長は、本大学院において、特定の授業科目を履修することを希望する者がいるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究科教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第42条 学長は、他の大学院(外国の大学院等を含む。)の学生で、本大学院において、授業科目を履修することを希望する者がいるときは、当該他の大学院との協議に基づき、研究科教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第43条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を

希望する者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究科教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

(受託研修生)

第44条 学長は、官庁、公共団体、企業等から、その所属職員について1学期以上を在学期間とし、学修科目又は研究事項を指定して、研修の委託の願い出があるときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究科教授会の議を経て、受託研修生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する規程)

第45条 第40条から前条までに規定する研究生等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第12章 入学検定料、入学金、授業料等

(入学検定料、入学金、授業料等の額)

第46条 入学検定料、入学金、授業料、教育充実費及び実習費の額は、学長が別に定める。

(授業料等の納付)

第47条 授業料、教育充実費及び実習費（以下これらを「授業料等」という。）の納付に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学年中途の復学及び入学者の授業料等)

第48条 前期又は後期の期間中において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月日の属する当該期の授業料等を納付しなければならない。

(学年の中途の修了見込者の授業料等)

第49条 学年の途中で修了する見込みの者は、修了する見込みの月日が属する当該期までの授業料等を納付しなければならない。

(退学、除籍及び停学者の授業料等)

第50条 前期又は後期の途中で退学した者は、当該期の授業料等を納付しなければならない。

2 停学者は、停学期間中の授業料等を納付しなければならない。

(休学者の授業料等)

第51条 前期又は後期の全期間を通じて休学する場合は、当該学期に納付すべき授業料の6分の1の金額を納付しなければならない。ただし、学長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(授業料等の延納及び分納)

第52条 授業料等の延納又は分納については、本学学則第48条第3項及び第4項の規定を準用する。

(研究生等の授業料等)

第53条 研究生等の入学検定料及び授業料等については、学長が別に定める。

(既納付金の還付)

第54条 納付した入学検定料、入学金、授業料等は、還付しない。ただし、入学辞退者は、指定期日までの申し出により、既納の納付金のうち入学金を除き還付する。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、入学検定料、入学金、授業料等の全部又は一部を還付することができる。

## 第13章 その他

(研究生等への学則の準用)

第55条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生及び受託研修生に対しては、別に定めるもののほか、この学則中、学生に関する規定を準用する。

(学則の改正)

第56条 この学則を改正しようとするときは、研究科教授会の議を経て、学校法人関西看護医療大学理事長の承認を得なければならない。

(補則)

第57条 この学則に定めるもののほか、本大学院の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、令和6年3月15日から施行する。ただし、第2条及び第19条第1項第1号及び第2号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日までの間における関西看護医療大学大学院学則第7条、第15条、第27条第2項、第33条、第36条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条から第44条まで及び第56条の規定の適用については、同学則第7条、第15条、第27条第2項、第33条、第36条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条から第44条まで及び第56条中「研究科教授会」とあるのは「研究科委員会」とする。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から適用する。